

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の金融機関・信用保証協会・県地域産業課等でご相談ください。
金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。
融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出することが必要です。
同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うことになります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。
金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。
※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。
担保及び保証人が必要となる場合があります。
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査を通り、融資が決定されると、融資が実行されます。
同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。
据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

- 融資・保証申し込み、奈良県知事や市町村長等の認定等が必要な資金があります。
- 認定書には有効期限が定められています。

知事認定要

- 創業支援資金【認定枠】
- 創業支援資金【南部・東部枠】
- 女性・若者・シニア・UIターン創業支援資金
- 創業支援資金【飲食店認定枠】
- 創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- 既存事業者による宿泊施設開業支援資金
- 宿泊施設増改築・設備整備支援資金
- チャレンジ応援資金【認定枠】
- 研究開発支援資金
- 新エネルギー等対策資金
- 働き方改革推進企業等応援資金
- 事業承継支援資金【経営承継関連保証型】
- 経営環境変化・災害対策資金

知事承認要

- 地域未来投資促進資金

知事確認要

- 創業支援資金
【離職者等起業促進支援】

市町村長認定要

- セーフティネット対策資金
- 大規模経済危機等対策資金
- 新型コロナウイルス感染症対応資金
【伴走支援型】